

**Q1** 学会分類 2013 コード 4 の食品と UDF 区分 1 の食品では必要な咀嚼能力は同一ではないと思われるが。

**A1** その通り。学会分類 2013 コード 4 の食品は上下の歯槽提間の押しつぶし能力以上が必要であり、歯や補綴物による咀嚼能力は絶対的な必要条件ではない。

一方、UDF 区分 1 の食品の中には焼き魚や普通ご飯など歯や補綴物による咀嚼能力が必要あるいは好ましい食品も含まれる。そこで学会分類 2013 コード 4 の食品に相当する食品は「UDF 区分 2 および UDF 区分 1 の一部」とした。また 注釈にも「完全に一致するわけではない」と記載した。

**Q2** 学会分類 2013 の必要な咀嚼能力の項には咀嚼能力に通常含まれないものがあるが。

**A2** 解説でも述べているが、舌と下顎運動による送り込み能力、食塊形成能力、食塊保持能力はいずれも摂食に必要な能力であるが、咀嚼能力とは異なる。そこでそれらの能力をカッコ内に納め、舌と口蓋間の押しつぶし能力以上、上下の歯槽提間の押しつぶし能力以上を咀嚼能力とした。